

1. 普及発信施設

「伝統芸能に関する情報を発信する場として、国内外から人々が集い、伝統芸能を通じて人々の交流を生み出す施設」という事業目的に基づき、劇場エリア及び普及発信エリアが連携して相乗効果を生み出す配置・空間構成等とすることで、施設全体に日常的な賑わいを創出するよう計画する。

2. 普及発信施設の構成

普及発信施設は、以下により構成する。

- (1) 展示室 300 m²
- (2) レクチャー室 210 m²
- (3) グランドロビー 適宜
- (4) 「舞台付きレストラン（仮称）」1,900 m²程度
- (5) その他(総合受付、チケット売場、授乳室、託児室等)

3. 普及発信施設の各諸室の配置・機能

(1) 共通事項

- ・普及発信施設は来場者以外の人も自由に出入りでき、楽しむことのできる計画とする。

(2) 展示室

- ・振興会が行う調査研究の成果や幅広いテーマを扱う企画展示を実施するための展示室として計画する。
- ・歌舞伎、文楽、日本舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、大衆芸能、能楽、組踊等を主な対象分野とした企画展示の提供を行う。
- ・グランドロビーから展示室にアクセスできるものとし、視認性を高め、来場者等の観覧を促すことができる計画とする。

(3) レクチャー室

- ・伝統芸能の普及発信のための講義やワークショップ、上映会などを実施できる空間として、また使用されない期間は外部へ貸し出すなど、多様な利用を想定した計画とする。レクチャー室の座席数は130席以上とする。
- ・レクチャー室は、グランドロビーに面して配置する。

(4) グランドロビー

- ・グランドロビーは優れた景観を有する皇居の杜を望み、日本の伝統芸能を伝え、観劇体験を提供する劇場空間の入口として、国立劇場に相応しい品格と美しさを備えた空間とする。また、グランドロビーは居心地の良い落ち着いた空間とし、自由に使用できるテーブル・椅子等を設置し、目的がなくても人々が訪れ、様々な交流が生まれる空間とする。
- ・グランドロビーは、国立劇場のエントランスからつながるスペースとして配置し、各劇場のホワイエを一つにつなぎ、普及発信の各室へと至る動線を中心となるよう計画

し、来場者等様々な人々で賑わう空間とする。

(5)「舞台付きレストラン（仮称）」

- ・「舞台付きレストラン（仮称）」は、国立劇場のレストラン機能を担うとともに、飲食とともに芸能を楽しむ施設とする。芸能としては、伝統芸能を基調としながらも様々なジャンルを柔軟に取り扱う。
- ・各劇場に付随したレストランは設けず、休憩時の飲料(ソフトドリンク・アルコール類)及び軽食提供は、移動型店舗により行う。

① 配置

- ・配置する階は、平土間形式とし、1階、2階または上層階(2層)とする。

② 必要となる諸室と配置

- ・レストラン・小舞台、厨房、エントランスホール、楽屋、倉庫、その他(事務室(スタッフ控室を含む)、トイレ、設備関係室等)の諸室で構成する。

ア レストラン・小舞台

平面：レストラン・小舞台(2層吹き抜け)の空間の外形は、16m～18m×27m～29mとする。

断面：レストラン・小舞台空間は2層吹き抜けとし、天井高さは7m程度とする。

イ 厨房(食品庫等を含む)

レストランと隣接して厨房を配置する。

ウ エントランスホール

グランドロビーからアクセスできるよう、専用のエントランスホールを配置する。エントランスホールには、カフェ、ショップ、移動型店舗を一体的に配置する。

エ 楽屋

舞台への動線を考慮した位置に楽屋を配置する。

オ 倉庫

レストラン・小舞台及びエントランスホールに搬入しやすい位置に倉庫を配置する。

カ その他 事務室(スタッフ控室を含む)、トイレ、設備関係室等)

③収容人員

- ・収容人員（レストラン）は、最大で250人程度とする。

④PFI事業の範囲

- ・上記②ア～カに係るPFI事業の範囲は躯体工事のみとする。内装工事・電気設備工事・機械設備工事(関係法令等に基づき必要となるものを除く)、家具、什器、備品、

厨房機器などの整備は本事業の範囲外とし、振興会が別途整備する。

⑤維持管理・運営

- ・「舞台付きレストラン（仮称）」の維持管理・運営は振興会が行う。